

ID: 106

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	廃棄物処理手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第17条		
例 規 番 号	平成12年条例第32号		
【根拠条文】 (手数料の減免) 第17条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (廃棄物処理手数料の減免) 第9条 条例第17条の規定により手数料を減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けているとき。 (2) 天災その他の災害を受けたとき。 (3) その他市長が特に減免する必要があると認めるとき。 2 前項の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)で定める機械器具の処理手数料は、減免しない。 3 一般廃棄物の収集及び処分の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、ごみ処理手数料減免申請書(様式第15号)により、市長に申請しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日